

# 保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 27  
〒683-0853 米子市両三柳 877-1  
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

## ワクチン接種の個別接種促進の支援事業の 請求方法について

厚労省の6月23日事務連絡にて、ワクチン接種の個別接種促進のための支援事業についての請求方法が発表されました。しかし請求・支払の時期はまだ決定していません。内容は以下の通りです。

### 【個別接種促進のための支援事業にかかる請求方法】

#### ○請求先

医療機関が所在する都道府県

#### ○提出物

請求書(様式3)及び実績報告書(様式2)。  
その他、都道府県との取り決めによる。

#### 【請求額】

- (診療所) (a) 週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合には、  
週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円  
(b) 週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合には、  
週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円  
(c) 50回以上/日の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円
- (病院) (c) 50回以上/日の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円  
(d) 特別な接種体制を確保した場合であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、  
7月末までに4週間以上ある場合には、(c)に加えて、以下を加算  
医師 1人1時間当たり7,550円  
看護師等 1人1時間当たり2,760円



- ※ 時間外・休日加算と異なり、接種回数により算定すること(予診のみは含まない)。また、消費税は反映しない。  
※ (a)または(b)と(c)は重複しない。  
※ (d)の対象となる日は、50回以上/日の接種を行った日に限る。

#### 【作成方法】

- ・ 該当期間(令和3年5月9日から同年7月31日まで)を一括として作成すること(8月以降の請求は別途示す。)
- ・ 接種費用2,070円等の請求との整合性を図ること
- ※ 接種費用(2,070円/回)の請求については、市町村または国保連において審査を受けることになるが、審査において接種の実施について支払いが認められなかった場合は、個別接種促進のための支援事業の対象とはならないので、都道府県に請求しないこと。既に請求済の場合は、都道府県に訂正の報告を速やかに行うこと。また、請求先である都道府県から、個別接種促進のための支援事業分の実績報告等について照会があった場合は適切に対応すること。
- ・ 請求書は様式3を使用し、実績報告書は「時間外・休日加算」と同一様式(様式2)を使用する。

#### ○請求及び支払いの時期:

別途、都道府県との取り決めによる。(現時点ではまだ確定していません)